

介護保険制度が変わります①

変更点のポイント

介護保険制度の内容が、来年度(平成27年度)から変更になります。

今号から5回シリーズで、主な変更点と変更の時期をお知らせします。

※詳細は国で検討中です。基準額などは、確定後にお知らせします。

特別養護老人ホームの新規入所者は要介護3以上に(平成27年4月施行)

特別養護老人ホームへの入所が、原則、要介護3(現行：要介護1)以上となります。ただし、要介護1、2でも入所が可能となる例外規定が設けられるほか、現在入所中の方はそのまま利用を継続できます。

所得が一定以上だと利用者の自己負担は2割に(平成27年8月施行)

これまで1割負担だった介護保険の利用者負担額が、一定以上の所得のある方について

では2割負担になります。

▼対象 基準(国で検討中)以上の所得がある本人のみ

※同一世帯で他に介護サービスを利用する方は、その方自身の所得が基準以上でなければ、1割負担

食費と居住費(滞在費)の負担軽減制度の見直し(平成27年8月、平成28年8月施行)

食費と居住費(滞在費)を軽減する制度の判定要件に、左記の項目が追加されます。

▼対象 特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに入所中(またはショートステイ利用)で、非課税世帯の方

▼追加項目 ①世帯分離をしている配偶者の所得も判定要件に追加②一定額以上の預貯金などのある方は軽減の対象外③非課税年金の額を含めて判定

※①と②は平成27年8月、③は平成28年8月から施行

第1号保険料の多段階化と公費による軽減強化(平成27年4月施行)

第1号介護保険料(65歳以上の保険料)は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、標準段階を6段階から9段階に見直されます(本市は現在10段階で、平成27年度以降の段階は検討中)。

また、所得の少ない新1・3段階の方には、さらに消費税を財源とした公費による軽減が図られます。

要支援の方へのデイサービスなどが変更(平成27年4月施行)

要支援の方のデイサービスとホームヘルプサービスが、全国一律のサービスから市町村の実情に応じたサービスになります。詳しくは、広報とよおか10月10日号「新しい地域支援事業」をご覧ください。



《問合せ》介護保険課

☎24-2401

生きもののイキイキ観察記③(ナメコ(滑子))

このシリーズは、豊岡市生物多様性地域戦略の「身近な生きものを『まずは知る』作戦!」として紹介します。

《問合せ》コウノトリ共生課 ☎21-9017

ナメコは深山キノコの王様と言って良いと思います。

味、香り、歯ごたえ、ヌメリ食感、収穫量、紛らわしい毒菌がないこと、保存性：非常に優れた食菌です。湿時はゼラチン質の粘性物質をまとうため、木くず、木の葉の断片などが付着しやすいのが食菌としての難点と言えます。

豊岡の山々にもたくさん発生します。広葉樹の倒木や朽木から発生し、里山でも見かけますが、標高の高いブナ・



ミズナラ林で豪快に大量発生していることが多いです。

9月中ごろから発生しますが、気温の高いうちはすぐに虫が付き傷みややすいです。旬は11月以降から降雪、凍結時まで。低温のため虫も付きにくく、収穫適期も長いので倒木などで大量収穫のチャンスが多いです。

食べ方の説明は要らないかもしれませんが。ヌメリ食感を活かしたナメコ汁、キノコ鍋、ナメコおろし：炒め物もいけますし、大きく開いたものを素焼きで食すると、香り高くシャキシャキした歯ごたえ、野生ナメコらしさが楽しめます。大量に採れた場合は、冷凍すればほとんど味を落とさず長期保存が可能です。

ナメコは、栽培品が市販されており馴染みの深いキノコですが、ほとんどが菌床栽培で、発生途中の幼菌の状態で出荷されています。その味は、天然ナメコに遠く及びません。

(写真・文 NPO法人コウノトリ市民研究所 主任研究員 稲葉一明)

とよおかのホムシと見守り隊

協力事業者紹介④(郵便局)

8

見守り事業に取り組み協力機関・事業所の皆さんを紹介いたします。

◆竹野地域

森本郵便局 太田垣秀文局長

■協力事業者となった経緯は？

事業開始当初から、市内の郵便局全てが協力事業所として登録しています。

森本郵便

便局では、地域や高齢者の見守りをす



るのが普通のこととして、以前から行っていました。

しかし、「ひとり暮らしの方が心配」と感じ、毎日の見守りに加えて、平成15年から2カ月に一度、局長が土・日曜日にひとり暮らしの高齢者宅などを回り、支援が必要なら民生委員につなぐ活動を始めました。

このことで、地域からも信頼される存在になりました。今後もその意志を継ぎ、事業に協力していきたいと考えています。

■見守り事業に取り組みに当たって、気を付けている点は？

高齢者のみの世帯は気を付けるようにしています。

また、普段と違うことに気付いても、相手に失礼にならないようにしたり、恥ずかしい思いをさせないように心掛けています。

■今後の見守り事業との連携での課題は？

紛失した通帳などの再発行のために、2日続けて来店した方がいました。声を掛けたところ、物忘れがあることが分かり、地域包括支援センターに相談しました。



異変に気付いたときに、家族に伝えたりするなどし、あまりプライバシーに関わりすぎないようにしなければならぬと感じることがあります。

多くの方が関われば関わるほど、連携の難しさを感じます。《問合せ》 高年福祉課地域包括支援センター 24-2409

くらしの相談室だより

68

「ブラックリストって何？」

ブラックリストという言葉をよく聞きますが、実際はどのようなものでしょうか。

一言でいえば、クレジット・カードやローンでの延滞や多重債務、自己破産といった

「信用上の事故情報」をまとめられたものです。



ブラックリストというものが実際にあるわけではなく、個人信用情報機関に、事故情報として登録されている状況を「ブラックリストに載っている」と表現しています。

信用情報機関に登録される三つの理由

- ① 延滞
クレジットカードやローンの利用で、支払日よりも一定期間返済が遅れた場合
- ② 債務整理
自己破産、任意整理、民事再生などの手続きをした場合
- ③ 代位弁済
借金の弁済ができなくなり、連帯保証人や契約している



る保証会社に返済させた場合 ※業者ごとに基準があり、載らない場合もあります。

思いもよらない身近な事例

〈事例1〉

スマートフォンの通信料金の支払いが滞っている。

解説

スマートフォンなどの携帯機器を分割払いで購入するケースが増えていきます。

分割払いは、割賦販売法が適用され、その情報は全て個人信用情報機関に登録されます。

したがって、携帯料金が未払いになると、その中に本体代も含まれているので、合わせて延滞となり、事故情報が登録されます。

〈事例2〉

大学進学のため、公的奨学金を利用したが、返済が遅れがちである。

解説

意欲がありながら、経済的理由で就学困難な方に、学資などの支援をする公的奨学金

制度があります。この制度には「給付型」と「貸与型」があり、「貸与型」の場合は、学生本人が将来返還義務を負います。

返済を延滞した場合、延滞状況によっては、個人信用情報機関に事故情報が登録されます。

うっかりの返済遅延に気を付けて

最近、特に若い方が、スマートフォンなどの携帯機器の通信料金の未払いや、奨学金の返済を延滞し、ブラックリストに載るケースがあります。一定期間はクレジットカードの作成などに制限がかかる場合があります。

このような場合でも、借金の自覚を持って、慎重に検討し、申し込む必要があります。困ったなどと思ったら、すぐに豊岡市くらしの相談室に相談してください。

《豊岡市くらしの相談室》

- ▽相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時
- ▽相談場所 生活環境課内
- ▽電話相談 ☎21-9001